

大和市立学校教員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
大和市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨、現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

現在、学校教育は、社会の急激な変化の影響を受け、いじめ・不登校をはじめ、子どもの貧困や教育のIT化など、様々な課題を抱えています。こうしたなか、教員が担うべき責任も拡大・多様化し、教員の長時間勤務が大きな問題となっています。

今後、学校教育の改善・充実を進めるにあたっては、その基盤としてすべての教員が心身ともに健康でやりがいを持って教育活動を遂行できるよう、教員の働き方を改善することが求められています。

こうした状況を背景に、文部科学省においては、平成30年2月「学校における働き方改革推進プラン」、神奈川県教育委員会においては、令和元年10月「神奈川の教員の働き方改革の指針」（以下「県指針」という。）を策定するなど、教員の働き方改革が進められています。

さらに、令和7年（2025年）6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、学校における働き方改革を一層加速させるため、全ての教育委員会において、文部科学大臣が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定することが義務付けられました。

本市では、本計画を、実施計画に位置付け、業務の単なる削減を目的とするものではなく、子どもたちにとってより良い教育環境を整備することを第一に考え、ウェルビーイングの向上、教員の働きやすさと働きがいの両立を目指し、もって、教育の質の維持・向上を図る観点から実施するものです。特にこれまで教員に過度に集中してきた業務について、その必要性や実施主体、方法等を改めて見直し、適正な業務量となるよう整理し、市立小中学校における働き方改革の実効性を高め、取組を加速化させるために策定するものです。

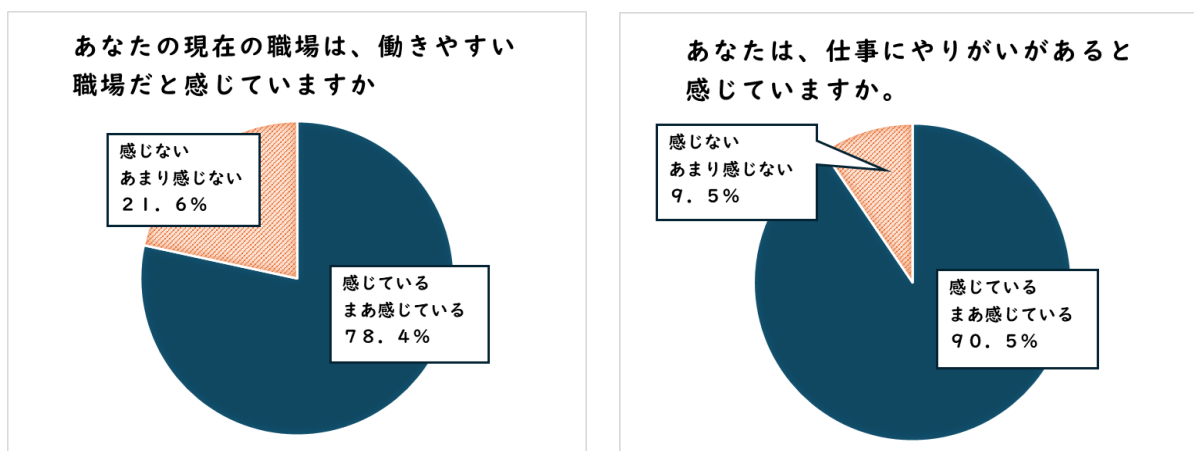
(2) 大和市の現状

県が、令和7年3月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、新たに「ウェルビーイングの向上」を目標に設定したことから、目標達成状況等の把握のために実施した教員の働き方改革に係る意識調査の結果は以下のとおりでした。

【令和6年度の教員のウェルビーイングの向上に係る意識】

「あなたの現在の職場は、働きやすい職場だと感じていますか。」の設問に、「感じている」「まあ感じている」と回答した教員の割合は、全体の78.4%でした。また、「あなたは、仕事にやりがいがあると感じていますか。」の設問に、「感じている」「まあ感じている」と回答した教員の割合は、全体の90.5%でした。この

結果から、本市の多くの教員は、現在の職場環境について、概ね良好と感じており、やりがいを持って職務にあたっているという現状がみられました。

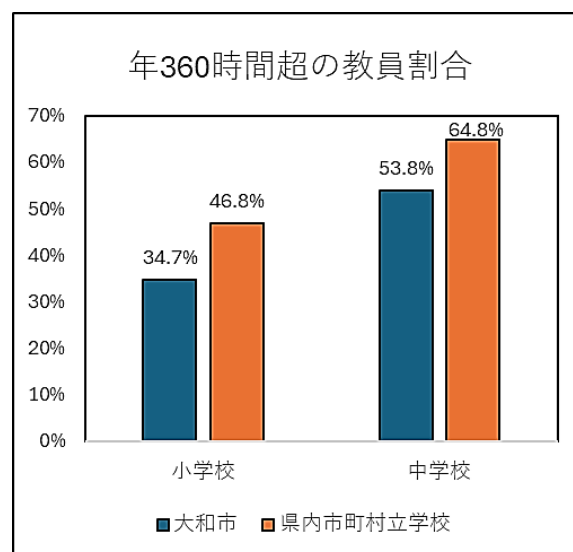
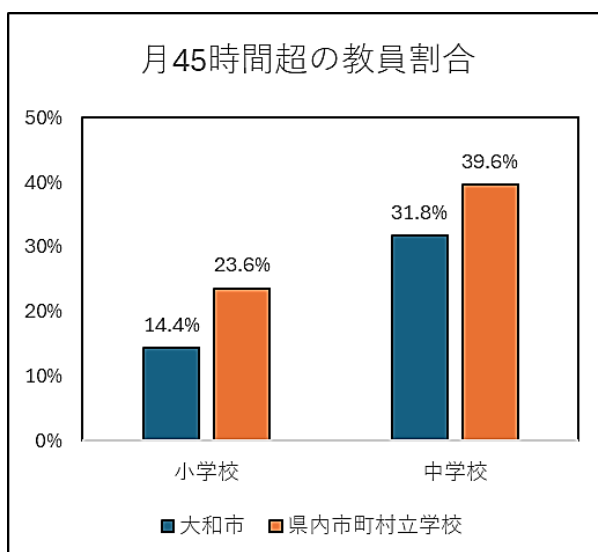


また本市では、令和3年3月に「大和市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等による規則」（以下「規則」という）を定め、教員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

全教員中、月の時間外在校等時間が45時間を超える割合は年平均で、小学校14.4%（県内市町村立学校23.6%）、中学校31.8%（同39.6%）となっています。また、時間外在校等時間が年間360時間を超える教員の割合は、小学校34.7%（同46.8%）、中学校53.8%（同64.8%）となっています。いずれの結果も県内市町村立学校平均を下回っているが、多くの教員が長時間勤務をしている実態を示すものとなっています。



2. 目標

市教育委員会では、令和7年3月に改訂した県指針にならい、共通の目標を設定します。

(1) ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指す。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

(2) 長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減する。

月45時間超の教員の割合	0%
年360時間超の教員の割合	0%

※数値目標の達成を目指すものの、教員の質的向上や子どもの健やかな成長が保証されていることが重要と考えます。

3. 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本市の学校現場の実情や地域性を考慮しながら、教員が担うべき中核的な業務を明確にするとともに、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

・踏切や交通量の多い交差点などには通学補助員を配置したり、地域や保護者の協力を得たりしながら、通学路における子どもたちの安全確保に取り組んでいきます。

② 放課後から夜間等における校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応

・保護者や地域住民その他の関係者等と協力し、状況に応じて対応できるよう検討します。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・市内全ての小中学校に学校給食事務補助員を配置し、教員の負担軽減に努めます。
- ・学校給食費の公会計化について、中学校を含めた給食費無償化の状況を見極めながら、実施に向けて検討します。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・全ての市立小中学校への学校運営協議会の設置を進め、学校と地域のつながりを強化し、学校と保護者や地域住民、その他の関係者が協働しながら教育活動を推進していく体制づくりを検討します。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応

- ・市教育委員会に学校支援員を配置し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が教育的側面からの助言を得られる環境を整備します。
- ・市教育委員会にスクールロイヤーを配置し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られる環境を整備します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・調査内容を精査し、回答方法の工夫などにより、学校現場のさらなる負担軽減を図ります。

⑦ ICT機器・ネットワーク設備の日常的保守・管理

- ・日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、各種専用ヘルプデスクを設置し、学校への支援体制を整えるほか、ICT支援員の配置により学校における保守・管理業務の負担を軽減していきます。

⑧ 学校プールの管理

- ・外部委託を含めた教員以外の人材の活用を検討します。

⑨ 校舎の開錠・施錠

- ・機械警備を維持するとともに、特定の職員に負担が掛からないよう役割分担の見直し等を検討します。

⑩ 校内清掃

- ・地域ボランティアの活用など、教員以外の人材等の活用を検討します。

⑪ 部活動

- ・生徒のニーズに応えられるように、部活動に積極的に関わる教員や外部指導者、地域と連携を図りながら、持続可能な部活動の環境を整備します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑫ 給食の時間における対応

- ・単独調理校や給食調理場に配置している栄養教諭、栄養士等が、食に関する指導について参画・協力することで、学級担任の負担軽減を促進します。

⑬ 授業準備

- ・授業準備時間確保等、学校内の余白の創出に向け、授業支援システム及び校務支援システムの利活用について、ICT支援員を配置するとともに、必要な負担軽減を押し進めていきます。

⑭ 学習評価や成績処理

- ・指導と評価の計画の活用や教材及び定期試験問題の共通化を図るとともに、適切な時期や場面で学習評価や成績処理をするため、校務支援システム等の活用を進めます。

⑮ 学校行事の準備・運営

- ・学校評議員会やコミュニティスクールなどの地域の学校協力者を通じて、学校行事の運営補助等の協力を呼び掛けていきます。

⑯ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適切な配置に努め、教員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるには、長時間勤務の是正、及びウェルビーイングの向上、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要であり、そのためには、管理職を始めとする教員一人ひとりの意識改革が必要です。

時間外在校等時間の縮減に向けて、その方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教員相互、教員

と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- ・管理職が教員に対して自ら挑戦する背中を見せ、教員が年代や経験等を超えて交流できる開かれた組織をデザインし、誰もが失敗を恐れずにチャレンジできる環境づくりを進めます。
- ・学校は、担任制等、自分の業務は自分で行うといった雰囲気がありますが、例えば教材作成や授業準備等では教員同士が協力し合うことで、大幅な負担軽減にもつながることから、学校内で協力し合える体制づくりを進めます。
- ・校務分掌に個別分担の役割業務を位置付け、業務量が特定の個人に偏らないよう、組織的かつ効率的に業務を推進します。
- ・業務の効率的処理を可能とするため、校務支援システムなどを活用します。
- ・会議や打ち合わせの資料等については、ペーパーレス化を図ります。
- ・部活動に関しては、「大和市部活動ガイドライン」を遵守します。
- ・学校行事に関しては、年間の教育計画の中で、教科教育との関連や、充当時数などを見直し、縮小や削減をはかります。
- ・地域行事への参加は、その目的や必要性に鑑みて、教員間で分担し、決して参加の強制にならないように配慮します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・年次休暇、夏季休暇の取得を推進します。
- ・長期休業中に連続した休暇を取得しやすくなるような学校閉庁日を設定します。
- ・労働安全衛生管理体制の充実をはかるとともに、管理職対象の研修会や校長会等の連携をとおして、教員の健康管理や職場環境の改善を図ります。
- ・ストレスチェックの結果を職場の労働環境の改善につなげます。
- ・公立学校共済組合において実施している電話やWebによる相談窓口等について、教員が積極的に活用できるように、様々な機会を通じて周知します。
- ・管理職は必要に応じて教員との面談を実施し、健康やストレスの状況を把握します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組を着実に実行するため、毎年度、2.目標 の達成状況を含め計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。

- ・ 2. 目標 の達成状況について、（1）ウェルビーイングの向上にかかる目標は、働き方改革に係る意識調査を毎年継続して行い、その結果から把握し、（2）長時間勤務の是正にかかる目標は、本市で導入している出退勤管理システムで把握します。
- ・ 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 について、他市町村や市内各学校が行う事例等を情報収集し、共有するなど、具体的な取り組みにつなげていけるような方法を検討していきます。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。